

# 岐阜県飲食店換気対策支援補助金に関する よくあるご質問

令和4年6月30日

## 【 1. 補助金制度について（共通事項） 】

### Q 1. 補助対象となる施設は？

A. 岐阜県内の飲食店営業または喫茶店営業の許可を取得している第三者認証店（新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店）が対象となります。

### Q 2. なぜ飲食店だけが対象なのか？

A. 飲食店は、マスクを外す機会が多く、また、換気の悪い場所での飛沫感染やエアロゾル感染（空気中に浮遊するウイルスを吸い込んだ結果、感染すること）のリスクが高いとされていることから、飲食店に限定した換気対策の支援を実施することとしました。

#### 【国立感染症研究所（R4. 3. 28 公表資料）】

- ・新型コロナウイルスは、感染者の鼻や口から放出される感染性ウイルスを含む粒子に、感受性が曝露されることで感染する。
- ・その経路は主に3つあり、①エアロゾル感染（空中に浮遊するウイルスを含むエアロゾルを吸い込むこと）②飛沫感染（ウイルスを含む飛沫が口、鼻、目などの露出した粘膜に付着すること）③接触感染（ウイルスを含む飛沫を直接接触したか、ウイルスが付着したものの表面を触った手指で露出した粘膜を触ること）である。

### Q 3. 第三者認証店でなければ補助を受けられないのか？

A. 第三者認証店であることが要件ですが、今後認証を取得していただく場合は補助対象事業者となります。認証未取得の場合、交付申請の時点で認証を取得している必要がありますので、事前に申し込みください。

**Q 4. なぜこの時期に制度を開始することになったのか？**

A. 夏場においては、エアコン等の冷房器具の活用により、換気が不徹底となりやすいことから、換気の悪い密閉空間を改善するため、換気設備の導入を支援することで、さらなる感染防止対策を促進します。

また、飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾル感染が多いとされており、こうした感染リスクの低減を目的とし、効率的な換気を促進し、更なる感染対策を行うこととしました。

**Q 5. 昨年度は「アクリル板」と「CO2センサー」の補助制度を行っていたが、今回の「換気対策」を含め、なぜ別々の補助制度としたのか？**

A. 第5波においては、「デルタ株」が主流となっており、飛沫感染が主な感染拡大要因とされていたため、飛沫感染を防ぐ効果的な対策として「アクリル板」と「CO2センサー」の補助を実施しました。

第6波においては、より感染力の強い「オミクロン株」が主流となっており、換気の悪い場所における飛沫感染やエアロゾル感染が多いとされているため、こうした感染リスクの更なる低減を目的とし、今般、換気設備における補助制度を創設することとしました。

様々なメニューを組み合わせた補助制度を創設することも可能ではありましたが、その時々の特徴・ニーズを捉えた的確な支援を目的としています。

**Q 6. なぜ対象期間を令和4年1月1日以降に工事契約・購入したものにしたのか？**

A. 令和4年1月以降、「オミクロン株」により感染が拡大し、換気の悪い場所における飛沫感染やエアロゾル感染が多いとされています。そのため、オミクロン株の拡大により、換気設備のニーズが高まった時期をもとに対象期間を設定しました。

**Q 7. 第三者認証店は既に必要換気量を満たしているはずであり、当該制度の対象とする必要性はあるのか？**

A. 第三者認証店が実施する「密閉（換気）対策」は、換気扇などの換気設備がない場合、窓開けによる換気を適切に実施することを確認できれば認証しており、認証店では必ずしも必要換気量を満たす換気設備を有しているわけではないため、既に認証を取得している店舗も当該制度の対象となります。

**Q 8. 消費税が対象外となるのはなぜか？**

A. 消費税法上、補助金は非課税となります。

補助対象経費に消費税を含めた場合、事業者の事業にかかる消費税は実質ゼロとなります。その後、事業者が事業にかかった経費を控除対象額として算入した場合、確定申告等により消費税相当分の還付を受けることができます。そうすると、事業者は消費税分の補助金の交付を受け、なおかつ消費税相当分の還付を受けることとなり、2重交付の状態となります。

この場合、消費税相当分の還付額を県へ返還する必要がありますが、この返還手続きを全ての課税事業者が行う必要が出てくることから、今回の補助制度ではあらかじめ消費税を対象外として制度設計しております。

**Q 9. 本社が県外にある事業者は対象か？**

A. 本社の所在地に関わらず、県内にある飲食店が対象です。

**Q 10. 複数店舗を持つ事業者は、全店舗分が対象となるのか？**

A. 県内にある飲食店1店舗ごとに申請いただくことが可能です。

**Q 1 1. 県内企業と契約または県内企業から購入する必要があるか？**

A. 県内企業に限定してはませんが、地域経済活性化の観点から、できるだけ県内企業を利用いただければ幸いです。

**Q 1 2. ホテルや旅館は対象になるのか？**

A. ホテルや旅館などの宿泊施設は対象外となります。ただし、宿泊施設内にテナントとして入る飲食店等は対象となります。

**【 2. 換気設備の設置・改修工事について 】**

**Q 1 3. 必要換気量とはなにか？ どうやって必要換気量を計算するのか？**

A. 必要換気量とは、一人あたり毎時 30 m<sup>3</sup>以上で、この換気量が確保されていれば、感染リスクが高まる目安とされる CO<sub>2</sub> 濃度 1,000ppm 以下を保つことができるとされています。

例えば、客席数が 20 席ならば、毎時 600 m<sup>3</sup> (30 m<sup>3</sup>×20 人) 以上の換気量が必要となります。従前設置されていた換気扇の風量が毎時 600 m<sup>3</sup>未満で、600 m<sup>3</sup>以上の換気扇を設置するならば、補助対象となります。

現在設置している換気扇の型番を見て能力を調べたり、専門業者に能力を測定してもらうなどして、必要換気量を満たしているかご確認ください。

**Q 1 4. どのような設備が補助対象となるか？**

A. 客席の換気を行う換気設備の設置・改修にかかる工事費用が対象となります。

また、換気扇を使用するために必要な附帯設備 (排気口・給気口、ダクトやフードなど) の工事費用も対象となります。

**Q 1 5. 設置する換気扇に機種等の指定はあるか？**

- A. 厚生労働省が推奨している、必要換気量（一人あたり毎時 30 m<sup>3</sup>以上）を満たした性能を有する換気設備であれば補助対象となります。

**Q 1 6. 既に換気設備工事を実施しているが、補助されるのか？**

- A. 令和 4 年 1 月 1 日以降に工事着手（契約）したものであり、Q 1 5 の仕様を満たしていれば補助対象となります。実施を証明できるもの（工事完了届、領収書等）の提出が必要となります。

**Q 1 7. 既に換気設備工事を実施済みで、工事の契約書や領収書等を廃棄してしまったが、絶対に必要なのか？**

- A. 対象期間内に契約～支払いまで行っていることを確認する必要があります。施工業者等に問い合わせして、証明書を取り寄せるなど、可能な限り書類を集めてください。

**Q 1 8. 申請後に工事内容を変更することは可能か？**

- A. 交付決定前の変更の場合は、速やかに事務局あてにご連絡ください。  
交付決定後、事業の内容を変更する場合は、変更等承認申請書を提出いただき、再度内容を審査します。

**Q 1 9. 申請後に工事を中止することは可能か？**

- A. 交付決定前に中止する場合は、速やかに事務局あてにご連絡ください。  
事業を中止する場合は、変更等承認申請を提出してください。

**Q 2 0. 換気設備の修理、清掃は補助対象となりますか？**

A. 補助対象外です。

**Q 2 1. 換気機能付きのエアコンは補助対象となりますか？**

A. 補助対象外です。

当該補助金は、換気対策に資する費用を補助することを目的としており、たとえ換気機能が備えられたエアコンであっても、エアコンの主目的はあくまで空気調和であるため、対象外としております。

**Q 2 2. 工事費が50万円を超える場合は、補助されないのか？**

A. 補助額の上限である50万円までが交付されます。ただし、50万円を超えた差額については自己負担となります。

**Q 2 3. 賃貸の店舗でも申請はできますか？**

A. 賃貸人（所有者）から承諾が得られていれば申請可能です。申請の際に、賃貸人（所有者）からの承諾書を添付してください。

### **【 3. 空気清浄機の購入補助について 】**

**Q 2 4. 空気清浄機のみ購入した場合補助されるのか？**

A. 補助対象外です。換気設備工事に併せて空気清浄機を購入した場合に限り補助対象となります。

**Q 2 5. なぜ換気設備と組み合わせなければ補助されないのか？**

- A. 換気の悪い密閉空間を改善するため、厚生労働省は換気設備の稼働及び窓を開けての換気に併せ、空気清浄機を併用することを推奨しています。空気清浄機はあくまで換気設備の補助的な役割であるため、換気設備と組み合わせる場合のみ対象としております。
- また、本県の感染症対策専門家委員からも換気設備と空気清浄機を組み合わせることで、より効果的な換気が可能となる旨の助言をいただいています。

**Q 2 6. 購入する空気清浄機に機種等の指定はあるのか？**

- A. 厚生労働省が推奨している、「H E P Aフィルタと同等以上の性能のものによるろ過式で、かつ、風量が毎分5 m<sup>3</sup>程度以上」の性能のものを補助対象としております。
- また、補助金額の上限に定めはありますが、可能な限り、店舗の飲食スペース全体をカバーする性能が備わっている製品を導入いただくようお願いいたします。

**Q 2 7. 「U L P Aフィルタ」や「T P Aフィルタ」では対象とならないのか？**

- A. 補助対象となります。
- 「H E P Aフィルタ」は性能の基準としているものであり、それ以上の性能を有することが製品カタログ等で確認できれば補助対象となります。

**Q 2 8. 仕様を満たす製品はどこで購入することができますか？**

- A. 一般的な家電量販店や通販等で購入することができます。

**Q 2 9. 空気清浄のほか、加湿などの機能が備わっているものも対象となるか？**

- A. 上記Q 2 6の仕様を満たしていれば、それ以外の機能が備わっている機器であっても対象となります。

**Q 3 0. 1台の価格が10万円を超える空気清浄機を購入したいが、補助されないのか？**

A. 補助額の上限である10万円を超える商品であっても、10万円まで補助金が交付されます。ただし、10万円を超えた差額については自己負担となります。

**Q 3 1. 店内に複数個室があるため、空気清浄機を複数購入したいが、購入台数分補助されないのか？**

A. より多くの飲食店に、当該補助金をご活用いただけるよう1店舗当たり1台までとしております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

**Q 3 2. 既に空気清浄機を購入しているが、補助されるのか？**

A. 令和4年1月1日以降に購入したものであり、Q26の仕様を満たしていれば対象となります。購入が証明できるもの（レシートや領収書等）の提出が必要となります。

**Q 3 3. レシートを廃棄してしまったが、絶対に必要なのか？**

A. レシートでなくても、購入内容や購入日時、購入金額が証明できる書類であれば、提出いただけます。

提出書類により上記内容を確認できない場合は、補助金をお支払いすることはできませんので、ご了承ください。

**Q 3 4. インターネット購入や通販で購入したものは、レシート等どうなるか？**

A. 納品書や商品の発注画面の写し等と併せて、クレジットカードの明細や、振込証明の写し等、支払い実績が確認できる書類を送付願います。



## 【 4. 申請手続きの詳細について】

### Q 3 5. 補助金は早く申請しないとなくなるのか？

A. 申請期限内に申請いただいた全ての事業者の方へお支払いできるよう予定しており、打ち切り等はございません。

ただし、申請期間内に交付申請から工事完了・購入後の支払いまで完了する必要があります。

### Q 3 6. 補助金はいつ頃交付されるのか？

A. すべての審査が完了したのから交付いたします。

なお、審査状況等のお問い合わせについては、お答えしかねますのでご了承ください。

### Q 3 7. 補助金は課税対象となるか？

A. 補助金は事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

### Q 3 8. 申請書類はどこにあるのか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードしてご利用ください。また、各県事務所（総合庁舎内）のほか、各市町村役場においてもお配りしています。

### Q 3 9. オンラインでの申請は可能か？

A. オンラインでの申請は受け付けていません。

**Q 4 0. 申請書の提出はどのような方法があるのか？**

A. 申請書類の提出は、郵送のみ受け付けます。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡が可能な方法でお願いします。

なお、送料不足の場合は返送されます。その結果、提出期限に間に合わなかった場合は受理できませんのでご注意ください。

**Q 4 1. 申請書と通帳に記載されている口座名義が異なってもいいか？**

A. 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

**Q 4 2. 通帳の写しはどの部分をコピーすればいいか？**

A. 金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

**Q 4 3. 確定申告書の写しはどの部分をコピーすれば良いか？**

A. 個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、第二表）、法人の場合は、直近の法人税申告書別表一（各事業年度の所得に係る申告書）の写しを提出してください。個人事業主の場合は令和2年分又は令和3年分のいずれか、法人の場合は最新の事業年度分を提出してください。また、いずれも、税務署の受付印又は税理士等の証明印があるものを提出してください。

なお、電子申告（e-Tax）で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。

※確定申告書の写しを提出いただく際は、マイナンバー記載欄を黒塗りにしてください。

**Q 4 4 . 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印がない場合はどうすれば良いか？**

A. 県税の納税証明書（税額証明）を提出してください。県税の納税証明書の発行手続きについては、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

**Q 4 5 . 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出して良いか？**

A. 構いません。ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出していただく場合は、表面（写真の面）のみコピーしてください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは提出しないでください。